

ポーランド週報

(2023年2月23日～2023年3月1日)

令和5年(2023年)3月3日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ロシアによるウクライナ侵略1周年におけるドゥダ大統領のスピーチ 国家安全保障会議の招集 ドゥダ大統領インタビュー記事 パプロツカ大統領府国務大臣インタビュー記事 プシウエンスカ憲法法廷長官の最高裁判所法改正案に関するコメント 4つの左派政党・団体が選挙協力協定を締結 5つの野党・団体が上院議員選挙協力協定を締結 「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)、次期議会任期中に解決されるべき問題の共通リストを発表 モラヴィエツキ首相とクリステション・スウェーデン首相との会談 ドゥダ大統領とパヴェル・チェコ次期大統領との会談 ドゥダ大統領とストゥア・ノルウェー首相との会談 ラウ外相の外交問題評議会(FAC)外務大臣会合出席 モラヴィエツキ首相とフィアラ・チェコ首相との会談 モラヴィエツキ首相とノヴァーク・ハンガリー大統領との会談 ドゥダ大統領とサンドゥ・モルドバ大統領との会談 ラウ外相の国連総会緊急特別総会・国連安保理閣僚級討論等出席 モラヴィエツキ首相とフレデリクセン・デンマーク首相との会談 モラヴィエツキ首相のキーウ訪問 新型歩兵戦闘車の調達契約								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 爆弾設置のフェイクメッセージを投稿した男性を逮捕 テロ脅威警戒レベルの延長 元財務大臣を汚職の罪で逮捕 タクシー運転手による性的虐待事案								
経済 OECDのポーランドに関する報告書 ポーランドの2022年第4四半期GDP成長率2% 2022年の外国人観光客数 ポーランド、韓国と戦車などを共同開発へ ポーランド大手建設企業、トルコ、中国企業との競争を懸念 水力発電所としてのトゥルフの立地 ロシア、ポーランドへの石油供給停止 鉱山担当の国有財産次官の任命								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

政 治
内 政

ロシアによるウクライナ侵略1周年におけるドゥダ大統領のスピーチ【2月24日】

2月24日、ドゥダ大統領は、ロシアによるウクライナ侵略1周年にあわせ、国民に向けてスピーチを行った。同大統領は、「我々ポーランド人は、ウクライナで起きている悲劇を理解できる数少ない民族のうちの一つである。」と述べ、「ロシアはまだ負けておらず、ウクライナもまだ勝っていない。勝利を収めるまでの道のりは長く、大いなる努力と犠牲を払うことになるが、ほかに道はない。」と訴えかけた。

国家安全保障会議の招集【2月24日】

2月24日、ドゥダ大統領は、国家安全保障会議を招集した。ロシアによるウクライナ侵略に関連した国家の安全保障、特にバイデン米大統領と行った会談やワルシャワで開かれたブカレスト・ナイン(B9)臨時首脳会合について情報共有が行われた。ポーランドの国家安全保障会議は、大統領府幹部、上下両院議長、首相、外相、防衛大臣、内務大臣、与野党議会会派・グループの代表らによって構成されている。

ドゥダ大統領インタビュー記事【2月27日】

2月27日、シエチ誌は、ドゥダ大統領のインタビュー記事を掲載した。同大統領は、バイデン米大統領のポーランド訪問が米国の安全保障マップにおけるポーランドの戦略的重要性を示したと強調した。また、同大統領は、欧州復興基金について、遅かれ早かれポーランドに支払われるものであり、「統一右派」は、ポーランドの戦略を欧州委員会が下す判断に依存させるべきではないと説いた。同大統領によれば、ワルシャワ・ブリュッセル間の対立は、現在の欧州の大部分を支配し、EU内において優位に立っているリベラル系左派と、特定の国々で重要性を増している中道右派の争いというカテゴリーで理解すべきであり、リベラル系左派は支配的な地位を失うことを恐れてパニックに陥っているという。

パプロツカ大統領府国務大臣インタビュー記事【2月27日】

2月27日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、パプロツカ大統領府国務大臣のインタビュー記事を掲載した。同大臣によれば、ドゥダ大統領は、憲法法廷が最高裁判所法改正案について可及的速やかに審査することを期待しているという。同大臣は、憲法の条項に触れつつ、憲法法廷が2か月以内に判決を下

すことは可能であると述べた。憲法法廷内部の対立については、同大臣は、憲法法廷の内部の問題は憲法法廷自体が解決すべきであると強調した。

プシウエンプスカ憲法法廷長官の最高裁判所法改正案に関するコメント【2月27日】

2月27日、プシウエンプスカ憲法法廷長官は、ラジオ番組でインタビューに応じ、ドゥダ大統領が憲法法廷に要請した最高裁判所法改正案の審査に関する作業が始まっており、本件が効率的に検討されるよう望んでいると述べた。他方、判決が下る時期については、同長官はコメントを避けた。

4つの左派政党・団体が選挙協力協定を締結【2月27日】

2月27日、「新左派」、「共に」、「ポーランド社会党」(PPS)、「労働連合」の4つの左派政党・団体が、選挙協力協定に署名した。これらの政党・団体の協力は、ポーランド議会選挙、地方選挙、欧州議会選挙に関わるものである。チャジャスティ「新左派」共同代表は、NGO、労働組合、地方自治体運動、フェミニスト界などの協力にもオープンであると述べた。

5つの野党・団体が上院議員選挙協力協定を締結【2月28日】

2月28日、「市民プラットフォーム」(PO)、「農民党」(PSL)、「新左派」、「ポーランド2050」、地方自治体運動「Yes! for Poland」の5つの野党・団体は、本年秋の議会選挙において、上院議員統一候補を立てる協力協定を結んだ。上院選挙は小選挙区制であり、野党は、100の選挙区にそれぞれ一人ずつ統一候補を擁立することで合意に達した。各党に割り当てられる選挙区の数、本年4月までに方針が決まる予定とされている。一部の野党は、2019年の議会選挙の際も、現在と同様上院においては統一候補を立てて選挙に臨んでいた。

「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)、次期議会任期中に解決されるべき問題の共通リストを発表【3月1日】

3月1日、「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)は、次期議会任期中に解決されるべき問題の共通リストを発表した。国家の政治的中立化、法務大臣ポストと検事総長ポストの分離(注:現在は法相が検事総長を兼ねている。)を含む法の支配の回復、妊娠中絶のルールに関する国民投票の実施、教員のため

の昇給などが主な要求であり、同リストは両党の党首・代表によって署名された。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相とクリステション・スウェーデン首相との会談【2月13日】

2月13日、モラヴィエツキ首相は、ストックホルムでクリステション・スウェーデン首相と会談した。会談では、主に安全保障とさらなるウクライナ支援について話し合われた。モラヴィエツキ首相は、スウェーデンとフィンランドは、ロシアによるウクライナ侵略の直後である2022年にNATO加盟を申請しており、ポーランドは支持していると述べた。その理由について、NATO東方が強化され、結果としてポーランドの安全保障が向上することにつながると指摘した。また、ポーランドとスウェーデンの協力が、インフラへの共同投資などを通じて、地域のさらなる発展のために大きく寄与することも強調した。

ドゥダ大統領とパヴェル・チェコ次期大統領との会談【2月18日】

2月18日、ドゥダ大統領は、ミュンヘンにおいて、パヴェル・チェコ次期大統領と会談した。会談では、NATOの抑止力を効果的に強化する方法など、安全保障について議論された。また、チェコの新しい大統領が三海域イニシアティブ(3SI)やその他の地域協力についてどのように考えているかについても話が及んだ。

ドゥダ大統領とストゥーア・ノルウェー首相との会談【2月18日】

2月18日、ドゥダ大統領は、ミュンヘンにて、ストゥーア・ノルウェー首相と会談した。ポーランドとノルウェーは、エネルギーを含む安全保障上のパートナーであり、NATOの同盟国でもある。ノルウェーのガスは、EUがロシア産資源から脱却するための重要な要素である。

ラウ外相の外交問題評議会(FAC)外相会合出席【2月20日】

2月20日、ラウ大臣、ブリュッセルで開催された外交問題評議会(FAC)の外相会合に出席した。会合の主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略、アフガニスタン情勢、気候・エネルギー外交などであった。また、ラウ外相は、ポペスク・モルドバ外相と会談し、モルドバ新政府がさらなる改革を行い、ロシアの脅威に対する抵抗力を強化することを祈念した。

モラヴィエツキ首相とフィアラ・チェコ首相との会談【2月22日】

2月22日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワにおいて、フィアラ・チェコ首相と会談を行った。両首脳は、二国間問題や欧州における安全保障を確保するた

めに講じる措置について協議した。また、制裁体制のさらなる強化の見通しについても議論された。

モラヴィエツキ首相とノヴァーク・ハンガリー大統領との会談【2月22日】

2月22日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワのワジェンキ公園にて、ノヴァーク・ハンガリー大統領と会談した。会談では、二国間協力および地域協力について、また、ロシアによるウクライナ侵略がもたらす課題について議論された。モラヴィエツキ首相は、戦うウクライナに対する欧州の連帯が、今日、紛争を終わらせるために必要であることを強調した。

ドゥダ大統領とサンドゥ・モルドバ大統領との会談【2月22日】

2月22日、ドゥダ大統領は、ポーランドを訪問中のサンドゥ・モルドバ大統領とベルヴェデル宮殿で会談した。プシダチ大統領府国際政策局長官によれば、安全保障、モルドバ国内の経済・社会・政治・エネルギー状況、EU加盟へのプロセスなどについて議論されたという。

ラウ外相の国連総会緊急特別総会・国連安保理閣僚級討論等出席【2月22日から24日】

22日から24日にかけて、ラウ外相は、米国NYを訪問し、国連総会緊急特別会合や国連安保理閣僚級討論などのロシアによるウクライナ侵略1周年関連行事に出席した。ポーランド外務省は、今回の訪問で最も重要な点について、ラウ外相が国連総会緊急特別総会に出席し、ウクライナにおける公正かつ持続的な平和の基礎を成す原則に関する決議が採択されたことであると指摘した。同外相は、国連安保理の閣僚級討論に出席するとともに、オンライン形式で強化されたOSCE常設理事会にも参加した。同外相は、NY訪問中、グテーレス国連事務総長、ウクライナのクレーバ外相、グアテマラのマリオ・アドルフ・ブカロ・フローレス外相とも二国間会談を行った。

モラヴィエツキ首相とフレデリクセン・デンマーク首相との会談【2月23日】

2月23日、モラヴィエツキ首相はコペンハーゲンを訪問し、フレデリクセン・デンマーク首相と会談した。会談では、エネルギー協力、欧州の安全保障とウクライナ支援に関する問題など、二国間の主要議題が取り上げられた。また、今回の会談は、3月の欧州理事会における欧州の議題についての最初の意見交換の機会でもあった。特に、対露制裁とウクライナの復興に関する問題が提起された。

モラヴィエツキ首相のキーウ訪問【2月24日】

2月24日、モラヴィエツキ首相は、ロシアによるウクライナ侵略1周年にあわせ、キーウを訪問してゼレンスキー大統領やシュミハリ首相と会談を行った。同首相は、ウクライナへ最初のレオパルト2戦車4両を引き渡した。定期的にポーランド軍の最新装備を整えることにより、隣国であるウクライナに軍事支援を提供することができるという。今回のキーウ訪問は、ウクライナ防衛のためにさらなる行動をとるという明確なシグナルであった。ポーランドは、一貫してウクライナと欧州の安全保障のための活動を支えてきており、モラヴィエツキ首相は、「キーウは今日、自由の首都である。欧州全体、自由な欧州全体の最東端の要塞である。いずれの国々も欧州文明に属していることを証明する必要はないが、365日経った今日、誰もがウクライナとキーウが欧州の文明と価値の中

心であることを目撃している。」と指摘した。

新型歩兵戦闘車の調達契約【2月28日】

2月28日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポーランド軍への新型歩兵戦闘車「BORSUK」1,400両調達に関する枠組み合意に署名し、「これまでポーランド軍で使用されてきた古い歩兵戦闘車の時代は終わった。これからは「BORSUK」の時代がやってくる。つまりポーランド軍のための1,400両の「BORSUK」の調達についての枠組み合意に署名した。これは、ポーランドの防衛産業の過去50年で最大のプロジェクトである。」と述べた。「BORSUK」は、30mm機関砲を搭載する無人砲塔を搭載し、3名の乗員により運用され、6名の歩兵を戦場で輸送する様に設計されている。

治 安 等

爆弾設置のフェイクメッセージを投稿した男性を逮捕【2月24日】

2月24日、警察は、バイデン米大統領がポーランドで滞在していた場所に爆弾を設置する旨のコメントを某ポータルサイトに投稿したドルノシロンスキエ県在住の男性を逮捕した。警察が同人の居所を捜索したが、爆発物は発見されなかった。同男性は、取り調べに対して、泥酔状態でそうしたメッセージを投稿した旨述べたという。

おける廃棄物処理での公共調達契約において多額の金銭的利益を受けたとして、元財務大臣のヴオジミエシュ氏(ヴオジミエシュ・カルピンスキー元財務大臣)を逮捕したと発表した。同庁によると、本年2月、元国有財産副大臣のラファウ氏(ラファウ・バニャク氏)を始めとする3名を逮捕した事件は、本件と関連しているという。

テロ脅威警戒レベルの延長【2月27日】

2月27日、モラヴィエツキ首相は、同日23時59分が期限とされていたテロ脅威警戒レベルを2023年5月31日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。今般の政府発表においては、前回の発表に続き、ポーランド国外のエネルギーインフラ設備への脅威にも言及している。

タクシー運転手による性的虐待事案【3月2日】

3月2日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、クラクフ市において、配車アプリを通じてタクシーを利用した女性客に対して、タクシー運転手が性的行為を強要し逮捕された事案を報じた。報道によると、タクシー運転手は、アプリを利用して帰宅しようとした15歳を人気の無い駐車場に送り、性的虐待を加えたという。事件から数日後、当該運転手は警察によって逮捕された。同氏によると、数日前にも同様の事案が発生していたという。クラクフ市当局は、数年前にタクシー運転手試験が廃止されて以降、同市は運転手の管理をほとんど行ってないという。最近、改正された道路交通法では、UberやBoltに登録される運転手は、個人的に会社に写真や運転免許証、犯罪経歴書を提示することが求められるようになった。

元財務大臣を汚職の罪で逮捕【2月28日】

2月28日、反汚職庁(CBA)は、ワルシャワ市に

経 済

経済政策

OECDのポーランドに関する報告書【2月27日】

経済協力開発機構(OECD)は最新レポート「ポーランド2023」で、ポーランドの経済成長率は2023年に0.9%に減速し、2024年に2.4%に回復すると予測した。2023年のインフレ率は12.7%に達し、消費の落ち込み、サプライチェーンの状況改善、食品価格の低下により、2024年には4.6%に下がると予想されている。失業率は2023年に3.5%、20

24年に3.8%に増加する。これは、景気後退の結果である。報告書の著者は、予算収入の基盤を拡大し、例えば、付加価値税の税率引き下げや税制優遇措置の見直しによって、支出の効率化を検討することを提案している。また、人口の4%を占める160万人のウクライナ人を受け入れているポーランドとポーランド人を賞賛している。

OECDは、ポーランドが定年退職年齢を男女で

徐々に調整し、平均寿命に合わせて引き上げるべきとも勧告している。OECDは、将来的に高齢者貧困のリスクと長期的な歳出圧迫を増大させる可能性のある低い年金充足率を指摘している。定年は依然としてポーランド社会における分断要因である。中道

派の前政権は定年を男女ともに67歳に引き上げた。しかし、2015年に保守系の「法と正義(PiS)」党が政権を握ると、再び男性65歳、女性60歳に引き下げた。

マクロ経済動向・統計

ポーランドの2022年第4四半期GDP成長率2%【2月28日】

中央統計局(GUS)は速報値で、2022年第4四半期のポーランドのGDPが2%成長したと発表した。投資は4.9%増、民間消費は1.5%減、内需は1.1%増となった。ポーランドの国内総生産は、第2四半期に5.8%、第1四半期に8.6%成長した後、昨年第3四半期に3.6%拡大した。2022年全体では、ポーランドの国内総生産は、速報値で4.9%成長した。

2022年の外国人観光客数【2月28日】

GUSの発表によると、2021年に250万9千人であった外国人観光客は、2022年に584万6千人まで増加したことがわかった。12月のみで比較すると、2021年に27万9千人であった外国人観光客は、2022年に51万7千人まで増加した。ウクライナ国境付近のポドカルパツキエ県を訪れる観光客も同様に2倍に増加し、ユネスコの世界遺産に登録されている建造物やピエシュチャディ山地などを訪れたと同県観光局は述べている。

ポーランド産業動向

ポーランド、韓国と戦車などを共同開発へ【2月24日】

ポーランドの国営防衛産業企業(PGZ)は、韓国のK2戦車とK9榴弾砲を共同生産する契約を締結したと発表した。この契約は、ポーランド国防省が昨年7月に韓国から672台のK9と1,000台のK2戦車を購入したことを受け、それぞれの韓国メーカーと締結された。戦車はポズナンの軍用モーター工場で、榴弾砲はポーランド南東部のスタロバ・ボラ製鉄所で生産される予定である。

ポーランド大手建設企業、トルコ、中国企業との競合を懸念【3月1日】

ポーランド大手建設企業 Budimex は、近い将来26億ズロチ(550万ユーロ)相当の鉄道契約を締結することを望んでいると述べた。道路建設分野では、同社は増加する契約を実現する準備ができていますが、トルコや中国の企業がポーランド市場に進出していることが懸念材料であると加えた。

エネルギー・環境

水力発電所としてのトゥルフの立地【2月24日】

ポーランド南西端にあるトゥルフ褐炭発電所は2044年まで操業する予定であるが、政府は同発電所を計画中の6つの水力発電所のうち1つに置き換えることを考えている。トゥルフ炭鉱の掘削地は広さ2,400ha、深さ150m以上あり、2km離れたところにある高さ240mの堆積地も利用可能である。軍事技術アカデミーの専門家は、これは水力発電所に適した立地であると述べている。

事態に備えており、不足分はタンカーで補えるため、国内供給に影響はないと述べた。ポーランドは2016年以降、ロシアからの石油調達を減らし、今年初めには10%まで削減した。また、モラヴィエツキ首相は2月から3月までにロシア産石油の輸入を完全に停止すべきであると述べた。

ロシア、ポーランドへの石油供給停止【2月25日】

2月25日、国営石油・ガス会社の PKN Orlen は、ロシアがドルジバ・パイプラインを通じたポーランドへの石油供給を停止したと発表した。同社はこのような

鉱山担当の国有財産次官の任命【3月1日】

3月1日、与党「法と正義」(PiS)のマレク・ヴェソウイ議員が、国有財産次官兼エネルギー企業及び石炭鉱業変革担当政府全権委員に任命された。国有財産省において、鉱業や冶金産業の開発等を担当し、社会対話担当政府全権委員として同省に残るピジク次官の業務を引き継ぐ。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注

意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されていました。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されま

すので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター

(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)